

役員選出規程

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下本会という）定款第 24 条及び組織運営規程第 10 条による役員候補者（以下候補者という）の選出に関し必要な事項を定める。

第 2 章 役員選出委員会

(役 選 委)

第 2 条 組織運営規程第 10 条による候補者を選出するため、役員候補者選出委員会（以下役選委という）を置く。

- 2 役選委の委員の選任は、組織運営規程第 10 条による。
- 3 役選委は正会員 8 名で構成し、定款第 24 条に定める候補者を選出する。
- 4 役選委に欠員が生じた場合、原則として前任者の地区から選出し理事会の承認を得、会長が委嘱する。
- 5 その他候補者の選出に関し、必要な事項をつかさどる。

(委員長、副委員長)

第 3 条 役選委に委員長および副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選による。

(任期)

第 4 条 役選委の任期は 2 年とする。ただし、再任はさまたげない。

- 2 補（欠）役選委の任期は前任者残任期間とする。役選委は委員を辞任し、または任期が満了した場合においても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議)

第 5 条 会議は、会長と協議し、委員長が招集する。

- 2 会議は 5 名以上の委員の出席が無ければ開催することが出来ない。
- 3 役選委の 3 名以上の委員から会議開催の要求があった場合には、委員長は委員を招集しなければならない。
- 4 役選委の委員の代理は認めない。

第 3 章 役員を選任

(候補者)

第 6 条 候補者は、正会員でなければならない。

2 正会員が自ら、あるいは会員の推薦による候補者となる場合は、第 7 条の第 2 項の公示有効期間内に届けでて、役選委の審議を経なければならない。

3 候補者は、総会 15 日前までに「役員就任承諾書」を役選委に提出しなければならない。

(公示、告示)

第 7 条 役選委は総会の 3 ヶ月以前までに適切な方法により、役員選出に関する公示をしなければならない。

2 公示の有効期間は、公示の日から、総会 2 ヶ月前までとする。

(候補者の総会提案)

第 8 条 役選委の委員長は総会において、候補者の氏名、勤務先(ない場合は住所)及び必要事項を選出経過とともに提案しなければならない。

(候補者名簿の整理)

第 9 条 役選委の委員長は、候補者を選出する総会の 15 日前までに定款第 12 条に定める、役員候補者の名簿を整理し、理事会に通知するものとする。

(役員の選任)

第 10 条 定款第 24 条に定める役員は、役選委が提案した候補者について総会で選任する。

(役員の選出)

第 11 条 総会に提案する候補者は、定款第 9 条を超えないものとする。

2 組織運営規程第 10 条の役員選出にあっては、役選委は各会員と十分意志の疎通をはからなければならない。

(役員の補欠補充)

第 12 条 役員に欠員が生じた場合、組織運営規程第 10 条に該当するもので、地区理事については前任者の所属地区から選出し補充する。また理事及び監事については、地区にかかわらず選出し補充することができる。

附 則

(規程の変更)

1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。